安曇野市 ファミリー・サポート・センター

会員の手引き (2024年4月改訂)



社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会 地域福祉課 子育て支援係 安曇野市ファミリー・サポート・センター

所在地:安曇野市堀金烏川2132-6

電話:0263-71-1125 Fax:0263-73-5775

Mail: pokkapoka-famisapo@azuminoshakyo.or.jp

開所時間:8:30~17:30(土・日・祝日・12月29日~1月3日を除く)



社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会





目次

- 1.ファミリー・サポート・センター事業とは
- 2.会員について
- 3.サポート内容について
- 4.ご利用の流れ
- 5.センター閉所時の対応について
- 6.料金について
- 7.持ち物について
- 8. 当日サポート、病児病後児サポートに関する特記事項
- 9.その他サポートにあたってのお願いごと
- 10.安全にサポートするために

1.ファミリー・サポート・センター事業とは

ファミリー・サポート・センター事業とは、子育ての援助を受けたい方と子育ての援助をしたい方が会員となり、地域の中で助け合いながら子育てをする会員制の相互援助活動です。子育てのしやすい環境づくりのために、お互い助けたり、助けられたりすること、また仕事と子育てが両立できるようお手伝いをします。できる時にできる事をしていただく事で成り立つ、地域の支え合いの活動です。

この事業は子ども家庭庁の「地域子ども・子育て支援事業」として、安曇野市から社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会が委託を受け運営しています。

2.会員について

(1)会員の種類

依頼会員 市内に住所または勤務先を有し、0歳から小学6年生までの保護者である方

協力会員 市内に住所を有し、事業の趣旨を理解した満20歳以上であり、協力会員養成講習会を修了した方

依頼協力会員 依頼会員・協力会員を兼ねた方

(2)会員の更新

1年毎に更新が必要です。毎年3月に「登録情報変更届」を送付しますので、ご提出ください。

(3)退会

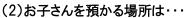
市外への転居やサポートが必要なくなった等の理由で退会を希望される場合は、センターへご連絡ください。退会届のご提出と会員証のご返却をお願いします。

3.サポート内容について

- (1)サポートの種類には【通常サポート】【当日サポート】【病児・病後児サポート】があり、サポートできる内容は概ね下記の通りです。
 - ①保育施設の登園前・帰宅後の預かり
 - ②保育施設の送迎
 - ③学校終了後や放課後児童クラブ終了後の預かり
 - ④保護者等の外出の場合の託児
 - ⑤学校行事に参加する際のきょうだい等の託児
 - ⑥子どもの習い事等の送り迎えや託児
 - ⑦保育施設・学校等休み時の託児



- 8保護者の就労や求職活動の為の託児
- 9保護者の通院の為の託児
- ⑩保護者の外出やリフレッシュの為の託児
- ①病児・病後児の預かり
- ⑫急な用事の為の託児(当日サポート)
- ③産前・産後の育児のお手伝い
- (14)その他



依頼会員の自宅、協力会員の自宅や児童館等の公共施設。







①サポート依頼申し込み

預って欲しい日時を、土日祝日を除く7日前までに電話・メールで申し込む

- *受付時には下記の5点についてお聞きします
- ·会員氏名
- ・依頼内容(お子さんの名前・依頼理由など)
- ・託児の日時
- ·託児場所の希望(依頼会員宅·協力会員宅·児童館等)
- ・事前の打ち合わせの日時 センター開所時間(平日8:30~17:30)を基本とします。
- *学級閉鎖期間中における託児は、感染症予防の観点からお受けできません。



②協力会員の紹介

センターが要望に応じられる協力会員を探し、依頼会員へ連絡

*都合のあう協力会員が見つからない等、サポートに繋げられない場合があります。



③事前の打ち合わせ

依頼会員・お子さん・協力会員・アドバイザーの4者が面会し、内容を確認

*2回目以降のサポートの場合は省略可能な場合があります。



④サポートの実施

健康チェックシートによる確認を行い、打ち合わせた日時・場所で託児を実施する

- *病児·病後児の場合は「医師による診断書」「病児依頼連絡書(兼投薬依頼書)」を協力会員に提出して下さい。
- *その他、安心安全なサポート実施のため、「危険箇所確認事項」「送迎時の確認事項」(P6参照)をご確認ください。



⑤サポート料収受・活動報告書を作成・提出

- *サポート料の収受は原則として都度行います。
- *協力会員は「活動報告書」を作成し、毎月5日までにセンターに提出してください。



④サポート

⑤サポート料支払い

③事前の打ち合わせ



協力会員(託児者)

依頼会員

①サポート依頼申し込み

②協力会員紹介



②サポート依頼

⑤活動報告書提出

アドバイザー

5.センター閉所時の対応について

(1)サポートの依頼

- ①事前の打ち合わせを済ませている場合に限り、協力会員に直接依頼が可能です。
- ②センター閉所時に会員同士で調整しサポートが決定した場合は、依頼会員からセンターに報告してください。 報告なくサポートを行った場合には保険の適応外となる可能性があります。

(2)緊急対応・相談

- ①サポート中のトラブル・事故が発生した場合には、協力会員がセンターの緊急連絡先に電話し報告してください。
- ②病児サポート等の受け入れについて判断に迷う場合等には、協力会員は緊急連絡先に連絡・相談しサポートの可否を依頼会員に伝えてください。

6.料金について

(1)サポート料金(お子さん1人1時間あたり)

1.11.77.40.2 (1.0.1) (1.0.1)				
サポートの種類	月~土 8時~18時	左記時間外		
ケバートの程規	(平日時間内)	(日・祝日含む)		
通常サポート	600円	700円		
当日サポート	800円	900円		
病児・病後児サポート	800円	900円		

※事前の打ち合わせの際は通常サポート(平日時間内)1時間分の料金を協力会員にお支払いください。

①協力会員がサポーNに要する全ての時間を託児時間とし計算します。

依頼会員宅や児童館での託児・・・・・・協力会員が自宅を出てから自宅に到着するまでをサポート時間とする。 協力会員宅での託児・・・・・・・依頼会員が協力会員宅を訪問し、協力会員宅を出るまでをサポート時間とする。

- ②託児は1対1を基本としますが、きょうだいに限り複数のお子さんの託児を認め、2人目以降は半額となります。 (推奨は最大2人まで)
- ③1時間を経過してからは30分単位での計算となります。
- ④送迎を伴うサポートは市内を原則とします。
- ⑤サポート料の他に協力会員が食事代・おむつ代・受診料など立て替えた場合には、依頼会員が実費を返金し、 協力会員は活動報告書に記載をしてください。
- (2)キャンセル料金

キャンセル時期	キャンセル料金	
前日17時まで	無料	
前日17時以降	サポート料の50%	
連絡なくキャンセル	サポート料全額	

- ①キャンセル料のお支払いは会員同士で行ってください。協力会員は活動報告書の提出をお願いします。
- ②協力会員都合のキャンセルはキャンセル料が発生しません。
- ③センターがサポート中止の判断をした場合には、キャンセル料は発生しません。

7.持ち物について

- ・おむつ
- ・おしりふき
- ・おむつ替えシート
- •着替え

- ・飲み物
- ·ミルク(哺乳瓶·お湯等)
- ・おやつ
- ・お弁当

- お気に入りのおもちゃ
- ・おんぶ紐・抱っこ紐
- ・バスタオル
- •布団
- ・ゴミ袋
- お手拭き

事前の打ち合わせ時に、年齢・託児場所・託児時間帯によって必要な持ち物をご相談ください。

8.当日サポート、病児病後児サポートに関する特記事項

- ①事前の打ち合わせをしていない場合でもサポートできる協力会員をお探しします。 ただし、サポート開始前にアドバイザー立ち合いの元、打ち合わせを行い、会員同士の合意がとれた場合に サポートを行うものとします。
- ②病児サポートについては、医療機関を受診し利用できる状況である事を医師が認め、かつ協力会員の同意がある場合のみサポートを認めます。 ※感染症による病児・病後児サポートの許可基準(P5)参照
- ③病児・病後児の預かりは1人とします。
- ④サポートを受けられる協力会員がいない場合には、サポートに結びつかない場合がありますので、 ご了承ください。
- ⑤怪我等の療養期間中のサポートについて、病児サポートとして取り扱う場合があります。
- ⑥以下の症状がある場合には、ご利用頂けません。
 - ・伝染性疾患(水痘、流行性耳下腺炎、麻疹、インフルエンザ、ロタ等)の急性期で他児に感染する恐れがある。
 - ・感染しやすく、一旦感染すれば重症になる可能性が高い。
 - ・38.5度以上の発熱が続いている。
 - ・嘔吐・下痢がひどく脱水症状の兆候(皮膚や唇の乾燥、ぐったりして元気がない等)がある。
 - ・咳がひどく、呼吸困難である。(喘息発作を含む)
- ⑦病児・病後児サポートの申し込みをする場合は以下の書類をご用意ください。
 - ・医師による「診断書」(必須)※病後児の場合は登園・登校許可書に代える事も出来ます。
 - ·「病児依頼連絡書(兼投薬依頼書)」(必須)
 - ·委仟状
 - ·診断結果報告書···協力会員が通院に付き添った際、依頼者への報告用に使用します。 (医師に記載を依頼する場合は有料です。)

感染症による病児・病後児サポートの許可基準		
病名	許可基準	
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過している。	
新型コロナウイルス	発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過している。	
麻疹	解熱後3日を経過している。	
風疹	解熱し、発疹が消失している。	
水ぼうそう	全ての発疹が痂皮化している。	
おたふくかぜ	耳下腺、愕下線又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過 し、かつ全身状態が良好となれば利用可能。	
マイコプラズマ感染症	解熱後24時間経過し、症状が改善しており隔離の必要がな い。	
RSウィルス感染症	解熱後24時間経過している。	
溶連菌感染症	抗生剤の内服開始後24時間経過している。	
アデノウィルス感染症	解熱後24時間経過しており隔離の必要がない。	
ヘルパンギーナ	解熱後24時間経過している。	
手足口病	発疹・水疱が消失している。	
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過している。	
感染症胃腸炎	医師から登園・登校許可がでている。	
(ノロ・ロタ等)		
結 膜炎 (流行性角結膜炎	眼脂・流涙などの症状がほぼ消失している。	
・急性出血結膜炎)		

解熱後とは、原則として(解熱剤の使用なく)37℃台に解熱した事をさします。

※安曇野市の病児保育受け入れの基準に準じております。 医師による診断の目安として参考にしてください。

9.その他サポートにあたってのお願いごと

- ①会員同士プライバシーを守り、サポートにおいて知り得た個人情報の取り扱いには十分に注意するようにお願いします。
- ②政治・宗教・営利を目的とした勧誘を行わないでください。
- ③約束の時間を守る、センターへの連絡を怠らないなど、サポートをスムーズに行う為にご協力をお願いします。
- ④お子さんや会員の生命や健康を損なう危険性がある場合には、サポートを中止する場合があります。 例)自然災害発生時、気象や災害等に関する警報等の発令時、対象のお子さんが学級閉鎖等に該当など。
- ⑤ファミリー・サポート・センター事業は地域の助け合いの活動であり、会員同士の取り決めを元に託児を 行います。「事前の打ち合わせ」において十分に話し合い、会員同士が納得した上でのご利用をお願いします。

10.安全にサポートするために

安曇野市ファミリー・サポート・センターでは、財団法人女性労働協会が保険対応窓口となっている、 地域子育て支援補償保険・研修・会合損害保険・感染症補償制度・移動サービス専用自動車保険に加入をして おります。

安全にサポートする為に、下記項目の確認を必ず行ってください。

危険箇所確認事項	チェック欄
階段や段差のある所には、お子さんが落ちないような対策はしてありますか。	
ドアがバタンと閉まらないようになっていますか。	
危険物(たばこ・ライター・薬等)は託児場所に置いていないですか。	
お子さんの口に入るような小さいものは、託児場所に置いていないですか。	
ストーブやファンヒーター、扇風機などの配置と安全は大丈夫ですか。	
浴槽や洗濯機に水を溜めたままにしていませんか。	
窓やベランダからお子さんが落ちないようになっていますか。	
電気コードやブラインドのひもはきちんと結んでありますか。	
お子さんの寝床にぬいぐるみやタオルなど、口や鼻をふさぐ危険があるものが置かれていないですか。	

送迎時の確認事項	チェック欄
お子さんの体格にあった、チャイルドシートを使用していますか。	
チャイルドシートの固定状況を揺らして確認しましたか。	
後部座席のドアはチャイルドロックがかかっていますか。	
パワーウインドはチャイルドロックがかかっていますか。	
シートベルトの着用を確認しましたか。	
ドアや窓を閉める際は手足が出ていないか確認しましたか。	